

在宅複合型施設グリーントピア名張

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業

重要事項説明書

重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人グリーンセンター福祉会
代表者	理事長 山本 宗大
設立年月	昭和53年8月
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘二丁目1番地3
電話番号	0595-48-6840
FAX番号	0595-48-6841
ホームページアドレス	http://www.green-center.or.jp
メールアドレス	info@green-center.or.jp
業務の概要 (定員)	<p>グリーントピア名張〔三重県名張市東田原2745番地〕 ケアハウス(30) 特別養護老人ホーム(30) 短期入所生活介護(20) グループホーム(9) 通所介護 第1号通所事業(25) 居宅介護支援事業</p> <p>ゆめが丘鶴寿園〔三重県伊賀市ゆめが丘二丁目1番3〕 特別養護老人ホーム(80) 短期入所生活介護(20) 通所介護 第1号通所事業(25) 居宅介護支援事業</p> <p>おおやまだ鶴寿園〔三重県伊賀市真泥2066番地〕 特別養護老人ホーム(80) 短期入所生活介護(空床型) 通所介護 第1号通所事業(25) 居宅介護支援事業</p>

2 事業所の概要

事業所名	在宅複合型施設 グリーントピア名張	
所在地	三重県名張市東田原2745番地	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	第1号通所事業	名張市指定 24A1300268号
管理者及び連絡先	管理者氏名	連絡先
	今村 友和	0595-65-8500
定員	25名 (同一事業所で行なう通所介護も含みます。)	
主なサービス提供地域	名張市及び伊賀市 (ただし、ご利用者の居住地が事業の実施可能な地域とします。)	

3 事業の運営方針

事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援状態にある高齢者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・ 地域、その他関係機関との綿密な連携に努めます。 ・ デイサービス利用により、心身の活性化を図るとともに、活動範囲を拡大し、心身機能、生活意欲の向上を目指します。 ・ リハビリ体操、レクリエーション行事、趣味活動への参加を通して、生きがいのある活動的な生活に結びつけ、健康増進を目指します。
----------	---

4 事業所の職員体制等

職 種	員 数	常勤・非常勤の別	職務の内容
管理者 (兼務)	1名	常勤1名	介護予防通所介護計画の作成にあたって、その内容を説明した上で、ご利用者に同意を得るほか、職員の管理、介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
生活相談員	2名	兼務	ご利用者の生活支援、その他の介護予防通所介護の提供にあたります。
看護職員 (機能訓練指導員と兼務)	2名	非常勤2名	ご利用者の健康管理、日常生活上の介護、介助、その他の介護予防通所介護の提供にあたります。
介護職員 (1名兼務)	4名	常勤3名 非常勤1名	ご利用者の健康保持、日常生活上の介護、介助、その他の介護予防通所介護の提供にあたります。
機能訓練指導員 (看護職員と兼務)	1名	非常勤1名	ご利用者の心身等に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、またその減退を防止するための訓練を実施します。
運転手(兼務)	3名	常勤3名	ご利用者の居宅と事業所間の送迎サービスの車両の運転等を行います。

5 営業日及び営業時間

サービス種類	営業日	営業時間	
第1号通所事業	月曜から金曜	8:30~18:30	ただし年末年始12/30-1/3を除く

○所要時間は 9:30~16:45

(希望時) 9:30~17:45 です。(施設での滞在時間)

○祝祭日も実施しています。

○臨時休業

天候等や、その他理由でサービス提供困難な場合は、臨時休業となることがあります。

休業となる場合は、あらかじめ、ご利用者、ご家族、担当のケアマネジャーに連絡します。

6 サービスの内容

第1号通所サービス計画書に沿って、以下の必要なサービスを提供します。

(1) 総合事業対象となるサービス

種類	内容
食事	当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。食事時間 11:50~
入浴	入浴又は清拭を行います。ご利用者の身体状況、体調に応じて一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	ご利用者の排泄介助を行います。
運動器機能向上訓練	機能訓練指導員が、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。運動器機能向上訓練計画に基づき運動器機能向上訓練を実施し、3ヶ月に1度の体力測定を行うと共に、評価を行いません。
送迎	ご利用者の居宅と事業所間の送迎を行います。

〈サービス利用料金〉（円：単位） 総合事業対象者
（1割負担）

要支援	基本料金		介護職員等 改善加算(Ⅰ) 基本料金× 0.092	地域区分 ×10.14 10割	介護保 険給付 9割	サービス利用に かかる 自己負担分
	基本単位	サービス提供 体制強化 加算(Ⅰ)				
1	1,798	88	174	20,888円	18,799円	2,089円
2	3,621	176	349	42,040円	37,836円	4,204円

（2割負担）

要支援	基本料金		介護職員等 改善加算(Ⅰ) 基本料金× 0.092	地域区分 ×10.14 10割	介護保 険給付 8割	サービス利用に かかる 自己負担分
	基本単位	サービス提供 体制強化 加算(Ⅰ)				
1	1,798	88	174	20,888円	16,710円	4,178円
2	3,621	176	349	42,040円	33,632円	8,408円

（3割負担）

要支援	基本料金		介護職員等 改善加算(Ⅰ) 基本料金× 0.092	地域区分 ×10.14 10割	介護保 険給付 7割	サービス利用に かかる 自己負担分
	基本単位	サービス提供 体制強化 加算(Ⅰ)				
1	1,798	88	174	20,888円	14,621円	6,267円
2	3,621	176	349	42,040円	29,428円	12,612円

* 当第1号通所事業所は、運動器機能向上加算を受けています。

* 同一施設内（ケアハウス）からご利用頂く場合は同一建物減算が適用となります。

要支援1 — 376単位/月 要支援2 — 752単位/月

* 上記のサービス利用料金は「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

第一号通所サービス計画書を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割、8割、7割）を請求することになります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

○介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

○その他の費用

昼食費又は夕食費	700円/食
理容サービス	実費 理容師の出張による理容サービス
オムツ代	実費
材料費	ご利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動にかかる材料費は、実費をいただく場合があります。

(3) 支払い方法

1. 第1号通所事業所は、利用月の翌月10日に発行し、20日または26日（土日祝日は翌平日）にご指定の金融機関より口座振替となります。または現金支払いとします。

7 キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) グリーントピア名張

(電話) 0595-65-8500 (代表)

(2) ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。

* 夜間・早朝も常時職員がおりますので、中止するときにはできるだけ早くご連絡ください。

当日の利用キャンセルは、午前9時30分までにお申し出いただけない場合、キャンセル料（食費）を申し受けますのでご了承ください。（ただし、ご利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。）

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

グリーントピア名張	(電話) 0595-65-8500 (対応時間) 平日8:30~17:30 (窓口担当者) 今村 友和
-----------	---

○次の公的機関においても苦情申出等ができます。

名張市役所	(電話) 0595-63-7599
福祉・子ども部 介護高齢支援室	(対応時間) 平日9:00~17:00
三重県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係	(電話) 059-222-4165 (対応時間) 平日9:00~17:00

○苦情に関しては、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じます。

また、第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

9 緊急時等における対応

○ご利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、担当のケアマネジャーに連絡し、速やかに対応します。

10 事故発生時の対応

○サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者の家族、市町村・県、担当のケアマネジャー等に連絡し、必要な措置を講じます。
○サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
○事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11 秘密保持

○職員は正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又は、ご家族の秘密を第三者には漏らしません。また、退職し、職員でなくなった後においても、秘密を保持します。
○医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
○サービス担当者会議等で情報を使用する場合は、あらかじめ別紙にて同意を得ることとします。

12 サービスの利用に関する留意事項

サービス提供困難時について	事業所の現員からは、利用申込みに応じきれない場合や、通常の事業の実施地域外である場合、又ご利用者に対し、自ら適正なサービスを提供する事が困難な場合には、サービス提供をお断りする場合があります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は定められた場所以外では行わないでください。 サービス利用中は飲酒をしないでください。
迷惑行為	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はしないでください。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないでください。
非常災害対策	非常災害対策に可能な限り協力してください。
送迎時間の連絡	送迎時間は、おおよその時間をお伝えいたします。ただし、道路事情等により、お伝えした時間が前後する場合があります。 送迎時間が通常と大幅に異なる場合は、その都度ご連絡いたします。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不調の場合でサービス提供困難と事業所側で判断した場合は、ご家族、担当のケアマネジャーに連絡し、利用の中止をしていただく場合があります。
連絡事項	定期的に主治医を受診し、医師からの注意事項や体調の変化や服薬の変更がある場合は、担当のケアマネジャー及び事業所に必ずご連絡ください。

その他	<p>多額の金銭と貴重品はご持参しないでください。 また、ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物及び物品のやり取りはご遠慮ください。 デイサービスご利用後、入院、入所、また、都合により、長期にわたる欠席をされた場合には、一旦利用者登録から外れることとなります。再開される時には、新規利用の登録となりますので、定員の空きがない場合は、以前と同じ曜日の利用日とならない事もありますのでご了承ください。</p>
-----	---

【説明確認書】

令和 年 月 日

第1号通所事業契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県伊賀市ゆめが丘二丁目1番地3
名称 社会福祉法人グリーンセンター福祉会

事業所 所在地 三重県名張市東田原2745番地
名称 在宅複合型施設グリーントピア名張

説明者 印

第1号通所事業契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

ご利用者 住所
氏名 印

立会人又は代理人
住所
氏名 印

本人との続柄 ()